

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書作成上の注意

この届出書により、給付管理の対象月の月末時点で登録されている事業所が給付管理をすることとなります。（月の途中で小規模多機能型居宅介護事業所に変更となった場合は例外扱い）給付管理をする時は届出書を月末までに必ず提出して下さい。

居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所（宇和島市地域包括支援センター等）は別管理ではありません。日を空けずに担当を引き継ぐ場合の区分は「変更」です。

1. 区分欄

新規若しくは変更のどちらかを必ず○で囲むこと。

・区分が新規の場合は届出日、変更の場合は変更年月日からの登録となります。

新規・・・①これまでサービスの利用が無く、初めて届出書を提出する場合。

②以前サービスの利用が有り届出もされているが、直前の居宅介護（介護予防）支援事業所の登録期間から間が空いていると判断した場合。

③直前と同一の事業所だが、入院・入所やその他の事情により計画作成期間に間が空き、契約を結び直す等、事業所が再度新規に関わると判断した場合。

変更・・・直前の居宅介護（介護予防）支援事業所から日を空けずに担当を引き継ぐ場合。

「新規」となる例

例①

4月1日

登録事業所無し

居宅介護支援事業所

※届出日：4月1日 変更年月日：なし

例②

4月1日

4月15日

介護予防支援事業所

登録事業所無し

居宅介護支援事業所

※届出日：4月15日 変更年月日：なし

例③

4月1日

5月15日

居宅介護支援事業所A

入院等期間

居宅介護支援事業所A

※届出日：5月15日 変更年月日：なし

「変更」となる例

例①

4月1日

居宅介護支援事業所A

居宅介護支援事業所B

※届出日：窓口受付日 変更年月日：4月1日

例②

4月1日

介護予防支援事業所

居宅介護支援事業所

※届出日：窓口受付日 変更年月日：4月1日

2. 被保険者氏名・被保険者番号・生年月日・性別・事業所名・事業所番号・所在地欄
全て必ず記入すること。

3. 事業所を変更する場合の事由等欄

区分欄が「変更」の場合のみ具体的な事由及び変更年月日を記入すること。

・区分欄が「新規」で変更年月日のみ記入してあることがありますが**「新規」の場合は必要ありません。**

・区分欄が「変更」の場合は**変更年月日からの登録**になります。

4. 届出日

原則として市役所高齢者福祉課窓口での受付日を記入すること。(各支所に提出する場合は支所での受付日)

・届出日が受付日より未来になることはありません。

・区分欄「新規」の場合は**届出日からの登録**となります。例えば5月の届出日で提出すると4月分以前の給付管理はできません。

・認定の新規申請をする方の場合、届出日は認定の新規申請日以降にして下さい。

5. 被保険者住所・電話番号・氏名

全て必ず記入すること。

様式第17号(第12条関係)
 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

		区 分 新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ		個人番号	
		生 年 月 日	
		性 別	
		年 月 日 男・女	
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者			
事業者の事業所名		事業者の所在地 〒	
事業所番号		電話番号 ()	
事業所を変更する場合の理由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
		変更年月日 (年 月 日付)	
宇和島市長 様 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届出します。			
年 月 日		住 所 〒	
被保険者		電話番号	
		氏 名	
保険者確認欄 <input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者事業所番号			

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画の作成を依頼する事業者が決まり次第、速やかに宇和島市へ提出してください。
 2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業者を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず宇和島市に届出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦全額自己負担していただくことがあります。

区分欄

変更年月日

届出日